

はじめに

わが国では、皆様ご存知のとおり世界に例のない勢いで少子高齢化が進んでおり、平均寿命と共に高齢化率も世界一となっています。未だかつて経験した事のない超高齢社会となり、国会においても、医療・介護・年金等の社会保障について抜本的見直しも含めた対応に迫られています。



築上町においても、高齢化率の上昇と共に、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症の方が増加し、その対応が必要となっています。

築上町では、旧椎田町・旧築城町の合併を機に、＜生涯現役 共に支え合い 安心していきいきと暮らせるまち「ちくじょう」＞を基本理念とした「築上町老人保健福祉計画」を平成19年3月に策定し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。今回も引き続き基本理念のもと、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち充実した生活を営むことができ、また、介護を要する状態になっても住み慣れた地域での生活ができる長寿社会の実現を目指し、高齢者保健福祉計画の見直しを行いました。今後、町民の皆様とともにこの計画を推進して参りたいと考えておりますので、皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

終わりに、この高齢者保健福祉計画を策定するにあたり、ご意見をいただきました築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に対し心からお礼申し上げます。

平成24年3月

築上町長 新川久三

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
2. その他の計画との関連	1
3. 計画期間	1
第2章 築上町の高齢者の状況等	2
1. 人口構造とその推移	2
2. 要介護高齢者の状況	3
(1) 要介護度別の認定者数の推移	3
(2) 要介護（要支援）認定者数の状況	3
3. 高齢者の実態	4
(1) 調査の概要	4
1) 調査の目的等	4
2) 調査対象者	4
3) 調査の実施	4
4) 回収結果	4
(2) 調査結果（要点抜粋）	5
1) 在宅要介護認定者	5
2) サービス未利用者	7
3) 介護保険施設利用者	8
4) 一般高齢者	10
5) 共通事項	15
4. 目標年度までの各年度における高齢者の状況	16
(1) 推計人口	16
(2) 認定者数の推計	16
第3章 高齢者保健福祉サービスの目指すべき方向	17
1. 基本理念	17
2. 計画の方向性	17
・健康づくりの推進	17
・高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進	17
・認知症高齢者支援施策の推進	18
・介護保険・地域支援事業の円滑な運営の確保等の推進	18
第4章 各種高齢者保健福祉サービスの現状と今後の方針	19
1. 健康づくりの推進	19
(1) 健康診査	19
(2) 家庭訪問	20
(3) ふれあい健康サロン	21
(4) インフルエンザ予防接種	22
2. 高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進	23
(1) 生活支援事業	23
1) 外出支援サービス事業	23
2) 訪問理美容サービス事業	23

3)	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	23
4)	高齢者等への特殊寝台貸与	24
5)	軽度生活支援事業	24
6)	高齢者等への生活状況確認事業	25
7)	緊急通報体制整備事業	25
8)	在宅寝たきり介護手当	26
9)	住宅改造資金助成事業	26
(2)	介護予防・地域支え合い事業	27
1)	生きがい活動支援通所事業	27
2)	生活管理指導員派遣事業	27
3)	生活管理指導短期宿泊事業	28
4)	高齢者の生きがい教室と健康づくり推進事業	28
5)	「食」の自立支援事業	29
6)	家族介護継続支援事業	29
7)	在宅介護支援事業	30
8)	家族介護教室	30
(3)	その他の事業	31
1)	敬老祝金支給	31
2)	福祉電話貸与	31
3)	救急医療情報キット配布事業	32
4)	ひとり暮らし高齢者等見守り事業	32
(4)	施設サービス	33
1)	老人憩いの家（介護予防拠点施設やまさと）	33
2)	高齢者ボランティア育成施設	33
3.	生きがいつくり・社会参加活動の推進	34
(1)	老人クラブ活動支援	34
(2)	老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	34
1)	料理教室	34
2)	老人スポーツ大会等開催	34
(3)	敬老祝賀会開催	35
(4)	シルバー人材センター	35
4.	認知症高齢者支援施策の推進	36
(1)	認知症に関する正しい知識の普及啓発	36
(2)	高齢者ネットワーク	36
(3)	認知症高齢者の権利擁護のための取り組み	36
5.	地域支援事業	37
(1)	介護予防事業	37
1)	二次予防事業	37
2)	一次予防事業	38
(2)	包括的支援事業	38
1)	総合相談支援事業	38
2)	虐待防止や権利擁護事業	38
3)	介護予防ケアマネジメント事業	38
4)	包括的・継続的ケアマネジメント事業	38
6.	地域包括ケア体制の推進	39

7. 介護給付サービス	40
(1) 介護サービス（要介護1～5の方）	40
1) 居宅サービス	40
2) 施設サービス	41
3) 地域密着型サービス	41
(2) 介護予防サービス（要支援1・2の方）	42
1) 居宅サービス	42
2) 地域密着型サービス	42
資料編	43
築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会規程	43
築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員	44

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

我が国の総人口は、平成18年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口調査結果で、調査開始以来はじめて人口減少に転じましたが、平成12年以降については横ばいの状況が続いています。一方、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成22年3月31日現在22.68%と21%を突破する「超高齢社会」となっており、高齢者の保健福祉が大きな課題となる状況が続いています。

本町の人口は、平成23年3月31日現在20,238人で、高齢者人口は5,883人、高齢化率は29.07%と3人に1人が高齢者となっています。また、本計画の期間で、団塊世代の方々が65歳の誕生日をむかえます。

こうした状況に備えて、平成12年4月に介護保険制度がスタートし、本町における介護保険事業は、福岡県介護保険広域連合によって実施されています。

また、今般の医療制度改革により、40歳以上74歳以下の方には医療保険者による特定健康診査の実施が義務づけられ、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防の取り組みが行われています。あわせて、65歳以上の高齢者には、要介護状態となる可能性の高い生活機能の低下を早期に発見し、要介護状態になる前に予防を行うなど、壮年期から高齢期の健康づくりや介護予防に注力する制度が整備されてきました。

このような高齢者の保健福祉を取り巻くさまざまな環境や制度の変化の状況を踏まえ、すべての町民が、健康で生きがいをもって生活を送ることができる活力ある長寿社会を実現することを目的とし、高齢者保健福祉計画を策定します。

2. その他の計画との関連

〈生涯現役 共に支え合い 安心していきいきと暮らせるまち「ちくじょう」〉を基本理念とし、福岡県高齢者保健福祉計画、福岡県介護保険広域連合の「介護保険事業計画」、築上町総合計画、他の関連する計画との整合性を図りながら策定します。

3. 計画期間

本町の高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的に策定することから、今回の計画は第5期介護保険事業計画の平成24～26年度までの3カ年計画として策定します。なお、今回は平成26年度中に見直しを行います。

第2章 築上町の高齢者の状況等

第2章 築上町の高齢者の状況等

1. 人口構造とその推移

本町の人口推移は、昭和60年の25,697人、平成22年で20,367人と25年間で5,330人の減少となっています。一方、総人口の減少に対し高齢者人口は2,347人の増加となっています。このことは高齢化率の上昇へとつながり、約2.09倍（13.9%→29.1%）となっており、今後も増加が続くと予測されます。

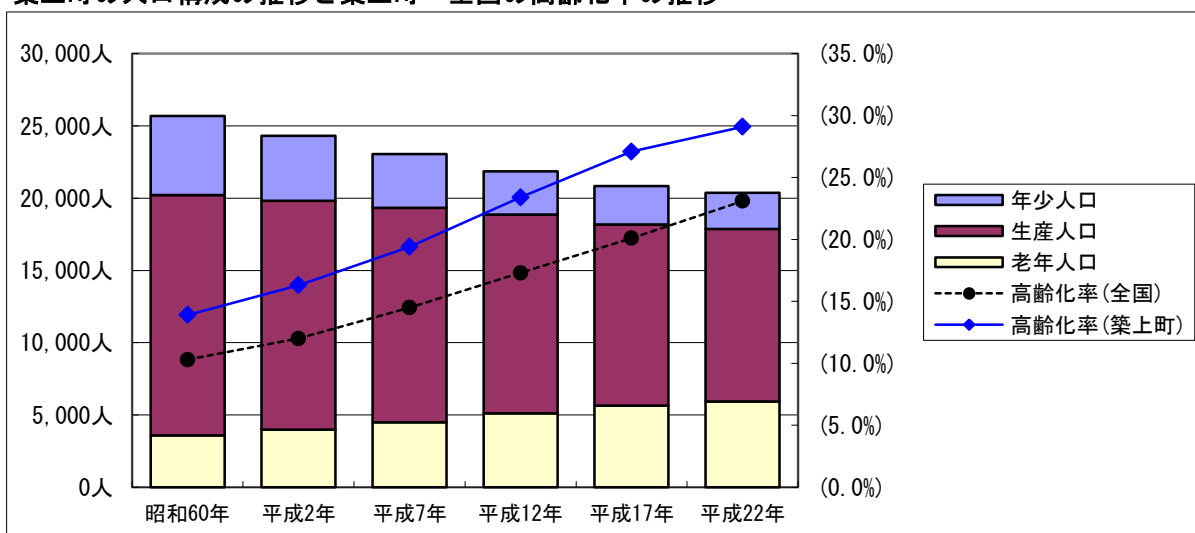
また、高齢者単独世帯についても、平成18年が1,483世帯、平成23年が1,708世帯と大幅な増加となっています。

築上町の人口構成（比率）の推移

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	25,697 (100.0%)	24,320 (100.0%)	23,056 (100.0%)	21,848 (100.0%)	20,837 (100.0%)	20,367 (100.0%)
年少人口 (0～14歳)	5,487 (21.4%)	4,496 (18.5%)	3,724 (16.2%)	2,987 (13.7%)	2,654 (12.7%)	2,492 (12.2%)
生産人口 (15～64歳)	16,633 (64.7%)	15,852 (65.2%)	14,852 (64.4%)	13,741 (62.9%)	12,534 (60.2%)	11,951 (58.7%)
老年人口 (65歳以上)	3,577 (13.9%)	3,972 (16.3%)	4,480 (19.4%)	5,120 (23.4%)	5,642 (27.1%)	5,924 (29.1%)
前期高齢者 (65～74歳)	2,088 (8.1%)	2,256 (9.3%)	2,566 (11.1%)	2,820 (12.9%)	2,862 (13.7%)	2,870 (14.1%)
後期高齢者 (75歳以上)	1,489 (5.8%)	1,716 (7.1%)	1,914 (8.3%)	2,300 (10.5%)	2,780 (13.3%)	3,054 (15.0%)

<資料> 国勢調査※ただし平成22年は住民基本台帳9月末時点

築上町の人口構成の推移と築上町・全国の高齢化率の推移



築上町の高齢者単独世帯数

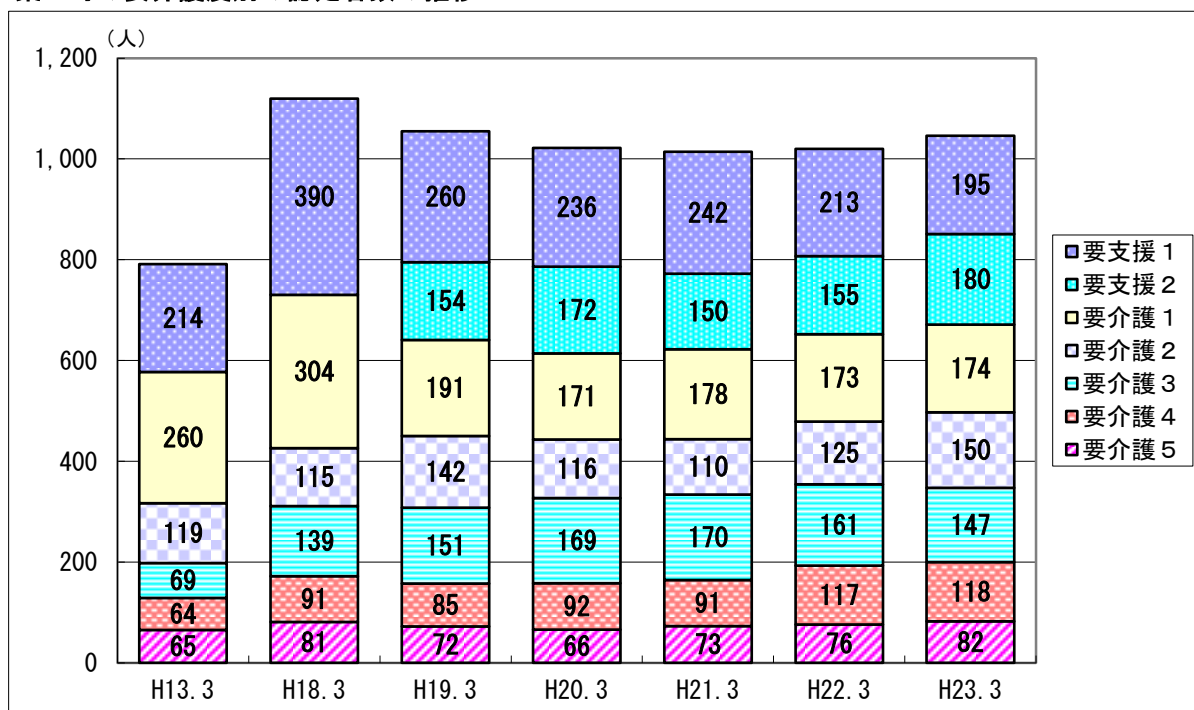
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全世帯	9,030	8,984	8,986	8,974	9,052	9,034
高齢者単独世帯	1,483	1,550	1,587	1,611	1,674	1,708
男	270	301	316	326	350	360
女	1,213	1,249	1,271	1,285	1,324	1,348
全世帯に対する割合	16.42%	17.25%	17.66%	17.95%	18.49%	18.91%

2. 要介護高齢者の状況

(1) 要介護度別の認定者数の推移

平成12年度（介護保険制度開始年度）末の要介護（要支援）高齢者の認定者数は791人でしたが、合併時の平成18年3月末時点では1,120人にまで増加しています。平成18年4月の制度改正（要支援が1・2の二段階になる等）、平成20年2月の介護予防事業開始等による要介護度別の認定者数の変動が見られますが、ここ数年は横ばいの状況です。

築上町の要介護度別の認定者数の推移



※平成18年3月までは要支援に1・2の区別はありません。

(2) 要介護（要支援）認定者数の状況

本町の平成23年3月末現在の要介護（要支援）認定者数は、第1号被保険者が1,012人、第2号被保険者が34人で、合計1,046人となっています。

介護度別では、要支援1が195人（18.6%）で最も多く、続いて要支援2が180人（17.2%）となっています。

なお、65歳以上人口に対する認定者数の割合（出現率）が本町では17.18%で、福岡県介護保険広域連合全体での19.22%、豊築支部管内17.71%を下回っています。

築上町の要介護・要支援の認定者数（平成23年3月末現在）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	191	176	166	146	135	116	82	1,012
65～74歳	32	22	16	13	10	13	4	110
75歳以上	159	154	150	133	125	103	78	902
第2号被保険者	4	4	8	4	12	2	0	34
計	195	180	174	150	147	118	82	1,046
出現率(%)	3.24	2.99	2.82	2.48	2.29	1.97	1.39	17.18

3. 高齢者の実態

(1) 調査の概要

1) 調査の目的等

介護保険事業計画の策定にあたって、65歳以上の方を対象として無作為に抽出し、福岡県介護保険広域連合が高齢者等実態調査を実施しました。

2) 調査対象者

- ①在宅要介護認定者 要介護(支援)認定を受け在宅で介護サービス利用中の方
- ②サービス未利用者 要介護(支援)認定を受け介護サービスを利用していない方
- ③介護保険施設利用者 要介護認定を受け介護保険施設入所中の方
- ④一般高齢者 要介護(支援)認定を受けていない方

3) 調査の実施

- ①調査地域 築上町
- ②調査基準日 平成23年4月 1日
- ③調査期間 平成23年4月28日～平成23年5月18日

4) 回収結果

回収結果は以下のとおりです。

回収結果

	配布数	回収数	回収率(%)
在宅要介護認定者	409	177	43.28
サービス未利用者	70	25	35.71
介護保険施設利用者	68	33	48.53
一般高齢者	510	279	54.71
合計	1,057	514	48.63

(2) 調査結果 (要点抜粋)

※調査結果内容の注意

- ・ 図中の n については、複数回答可分の延べ回答数です。
- ・ 図中の割合については、小数点以下第 3 位を四捨五入していますので、回答比率の合計が 100% とならない場合があります。
- ・ 複数回答可の質問の場合、原則その回答率の合計は 100% を超えます。

1) 在宅要介護認定者

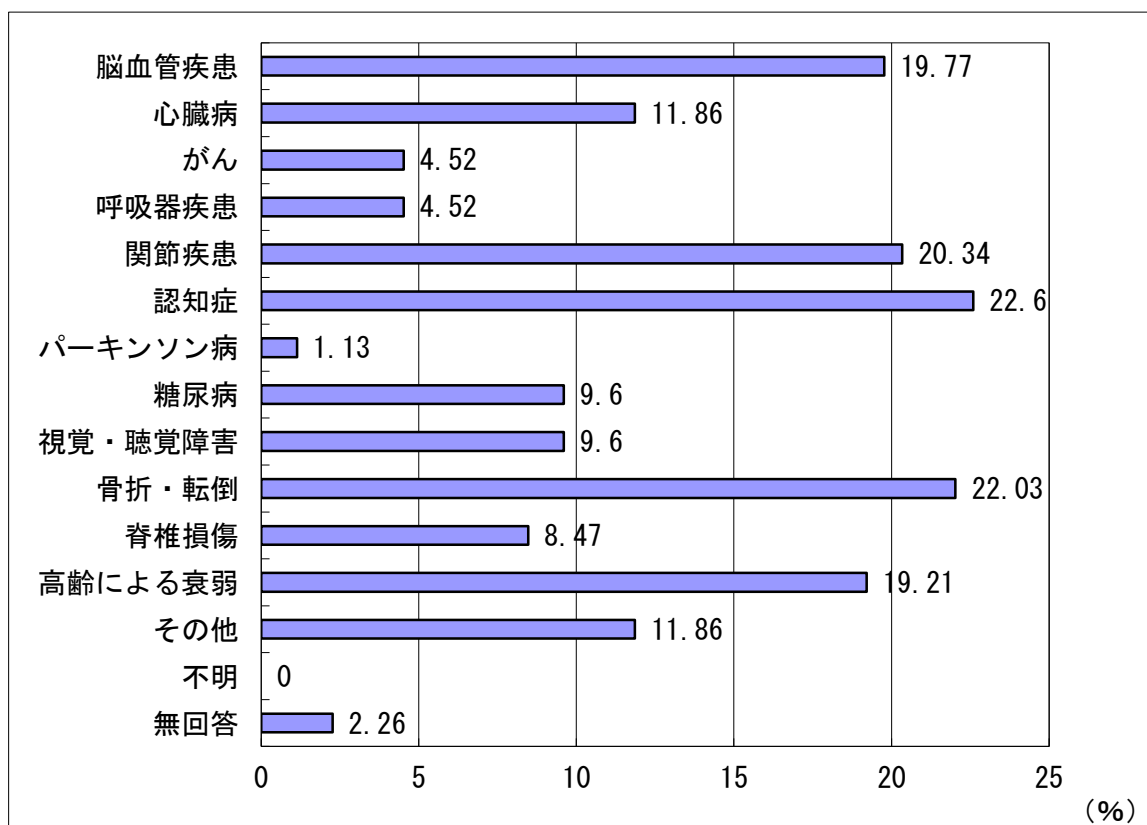
①要介護度について

要支援 1・2 で半数を占めており、介護を受けるようになった理由は、認知症、骨折・転倒、関節疾患、脳血管疾患、高齢による衰弱が横並びで多数となっています。

要介護度

	回答数(人)	割合(%)
要支援 1	57	32.20
要支援 2	34	19.21
要介護 1	26	14.69
要介護 2	32	18.08
要介護 3	14	7.91
要介護 4	6	3.39
要介護 5	8	4.52
合計	177	100.00

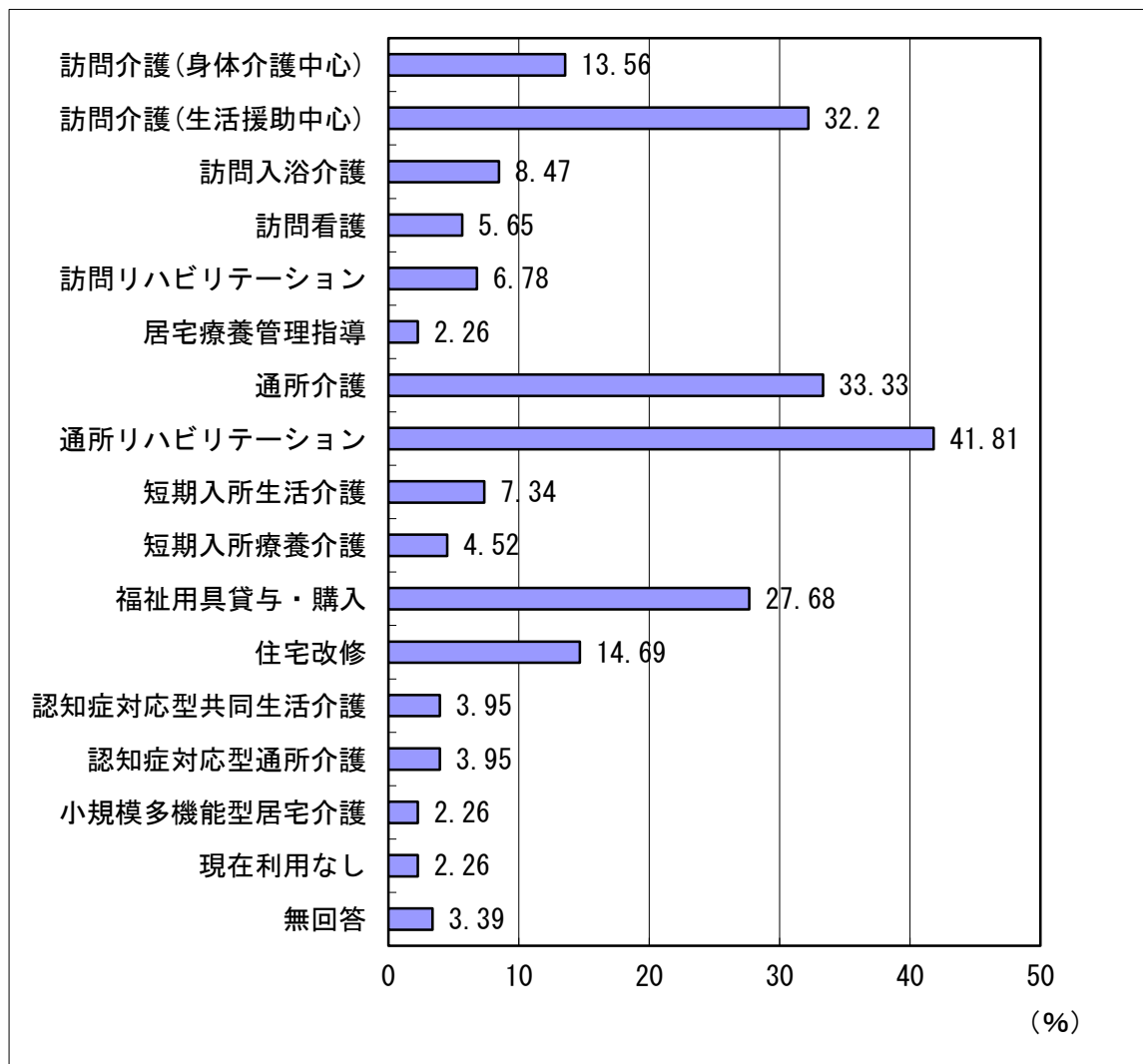
介護が必要になった主な原因 (複数回答可 : n = 297)



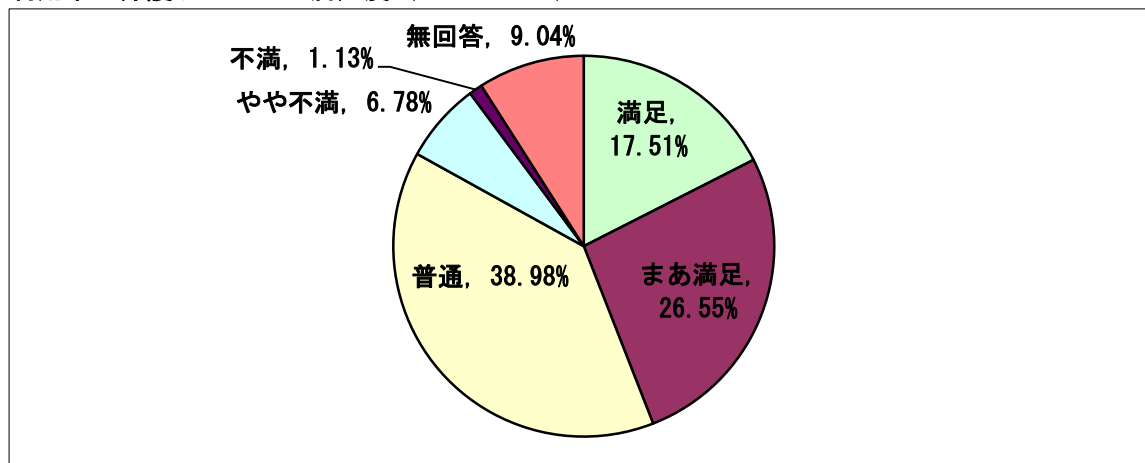
②介護保険サービスについて

通所リハビリテーションが最も多く、通所介護、訪問介護（生活援助中心）、福祉用具貸与・購入の順となっており、介護サービスの満足度の調査では、不満を感じている方は7.91%と少数です。

利用中の介護サービス（複数回答可：n = 379）



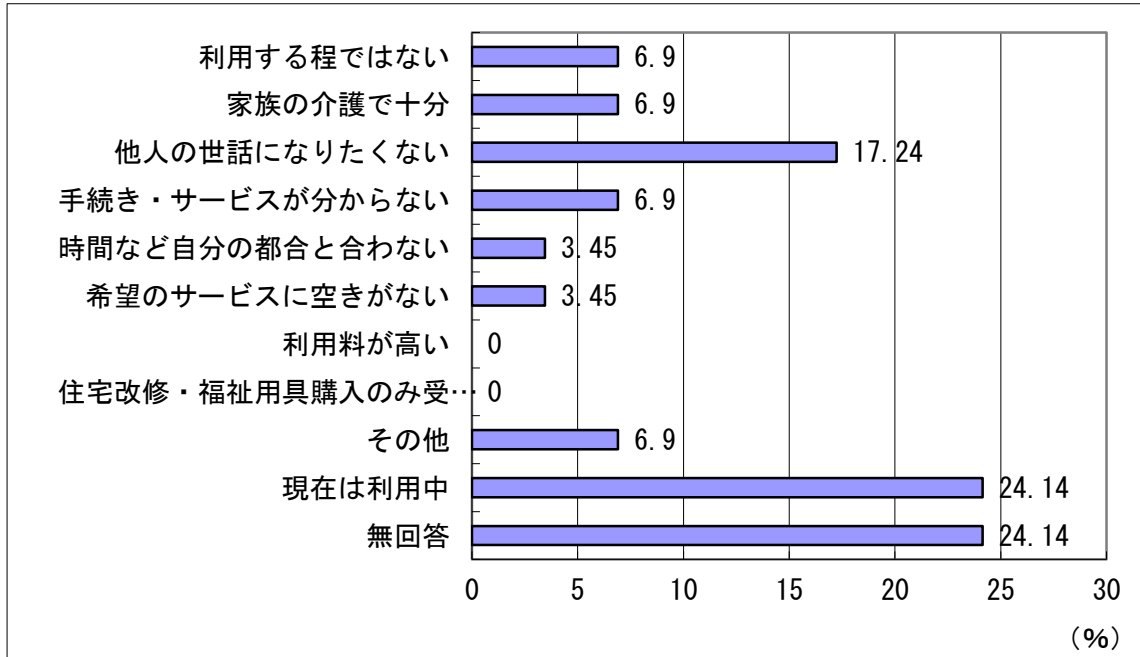
利用中の介護サービスの満足度（n = 177）



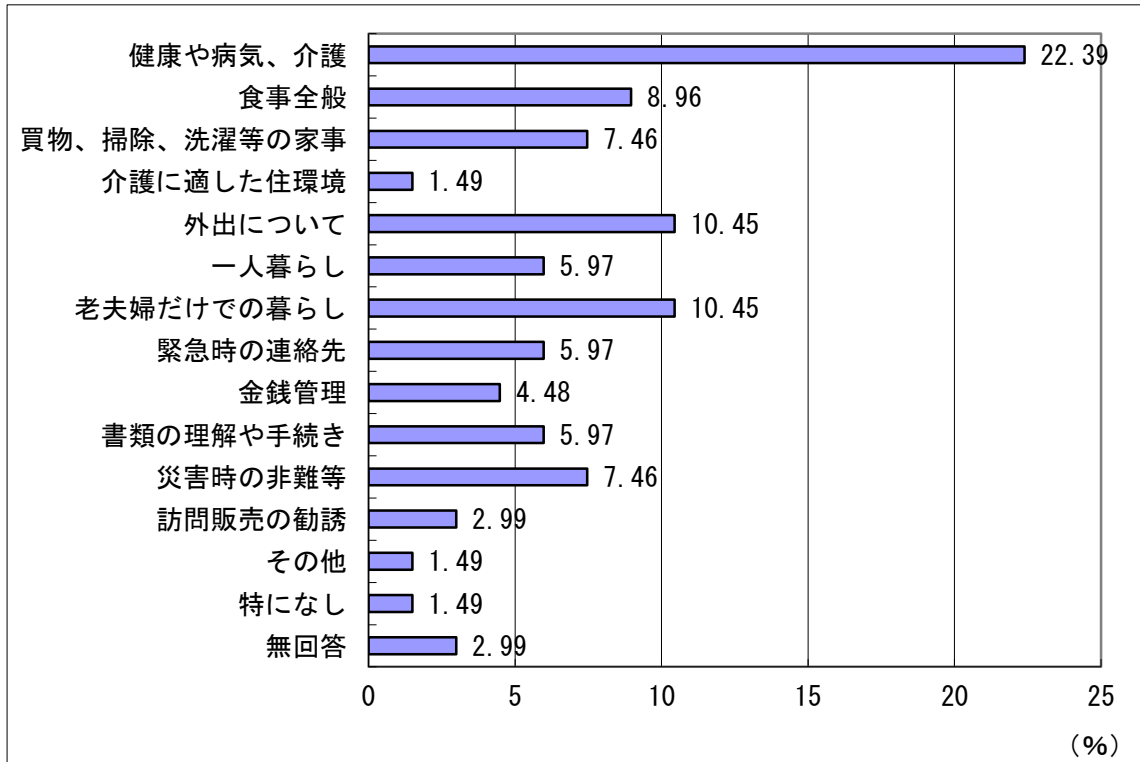
2) サービス未利用者

①介護保険サービスについて

介護サービスを利用しない理由（複数回答可：n = 29）



日常生活の中での不安や悩み（複数回答可：n = 67）



3) 介護保険施設利用者

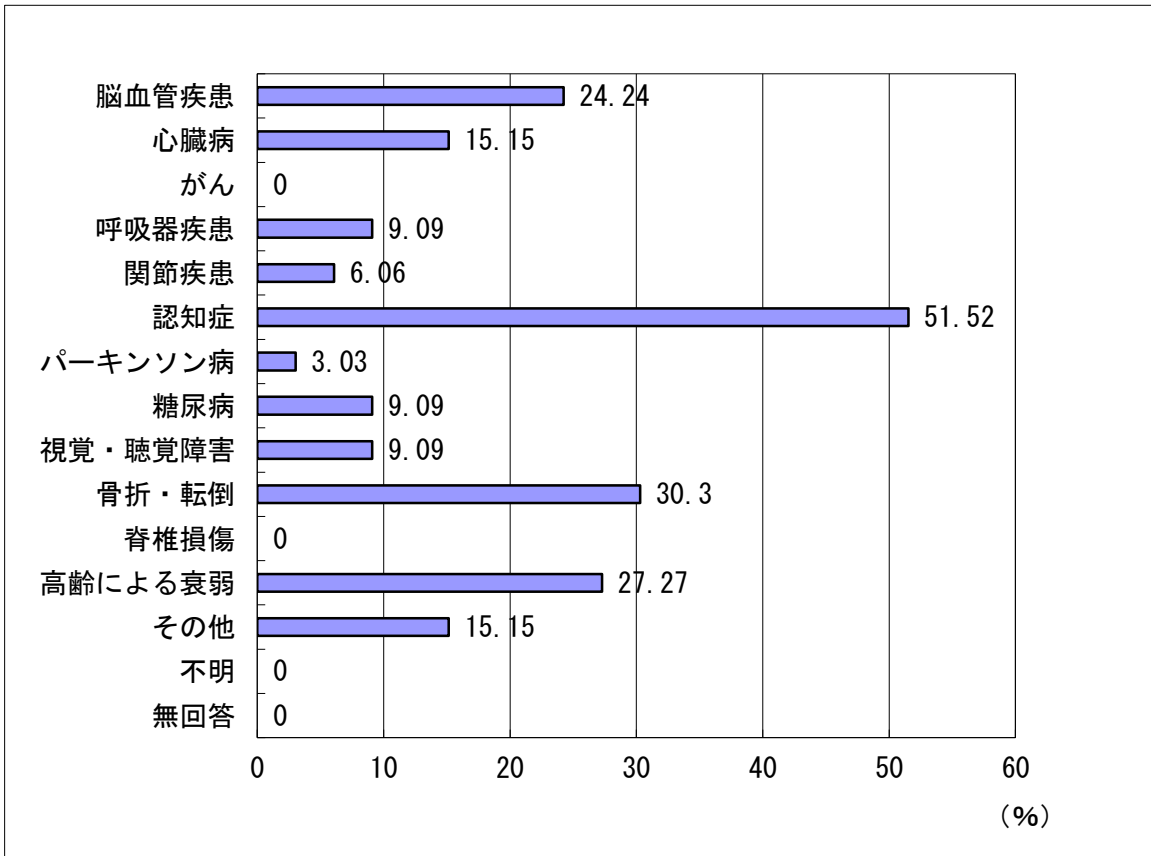
①要介護度について

施設利用者は要介護度が要介護4・5が約半数を占めており、介護を受けるようになった理由は、在宅要介護者と同じく認知症が一番多く、約半数となっています。

要介護度

	回答数(人)	割合(%)
要支援 1	0	0.00
要支援 2	0	0.00
要介護 1	4	12.12
要介護 2	7	21.21
要介護 3	6	18.18
要介護 4	10	30.30
要介護 5	6	18.18
合計	33	99.99

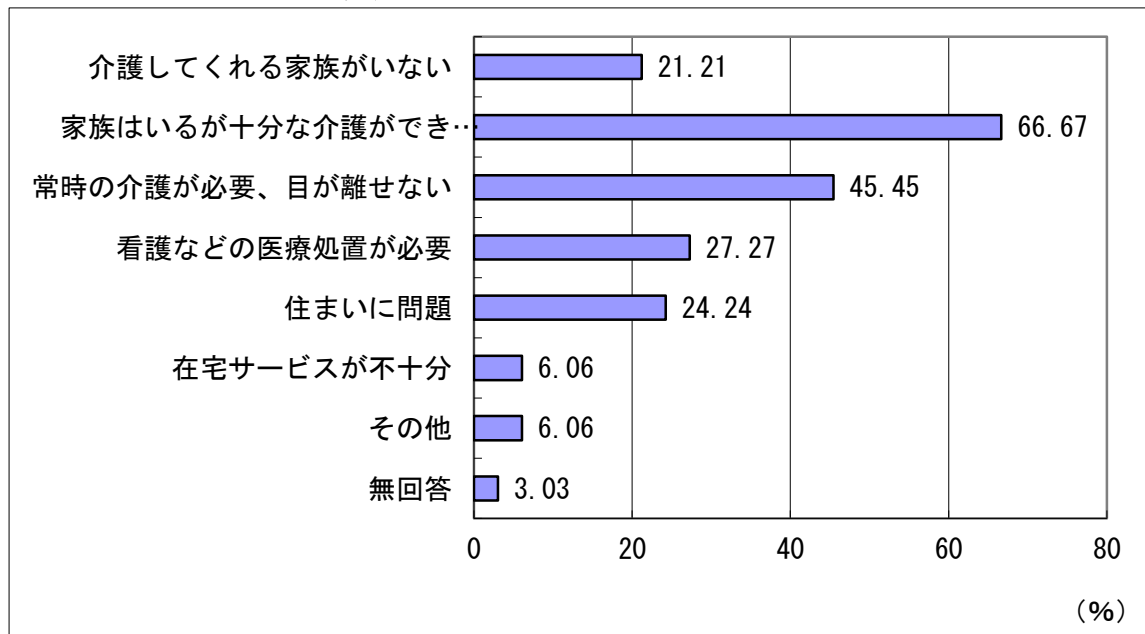
介護が必要になった主な原因（複数回答可：n=66）



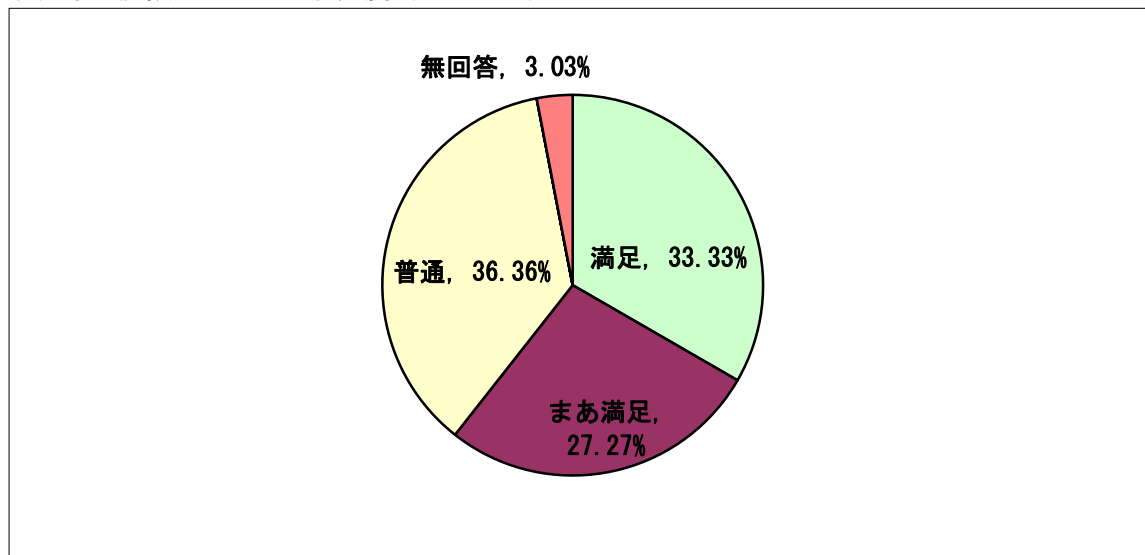
②施設サービスについて

要介護度が重度であり、家族介護では限界と思われる場合に入所にいたっているようです。利用中の施設サービスの満足度の調査では、半数以上の方が満足と回答しています。

施設に入所している理由（複数回答可：n = 66）



利用中の施設サービスの満足度（n = 33）

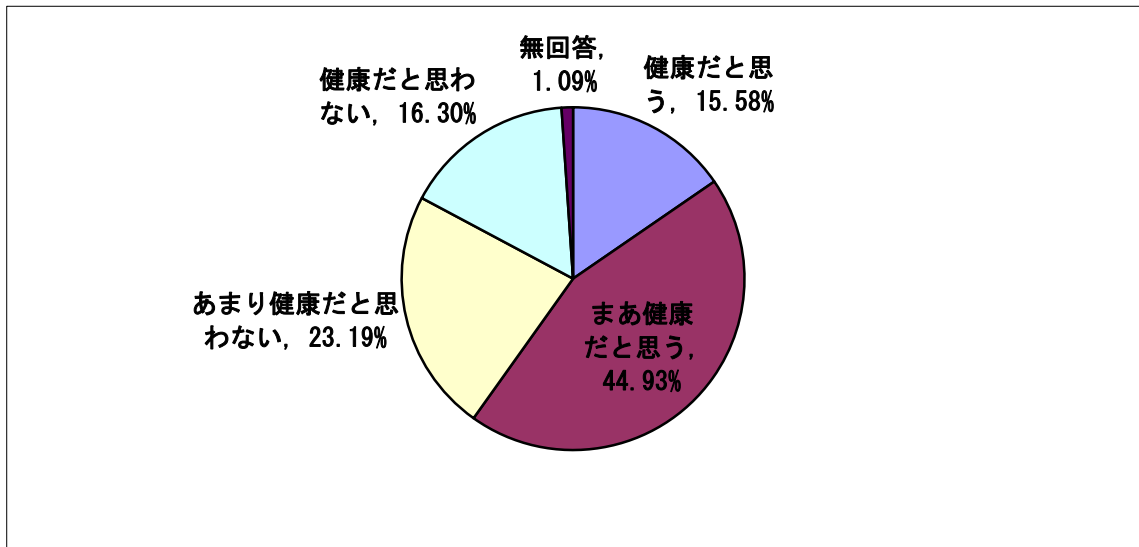


4) 一般高齢者

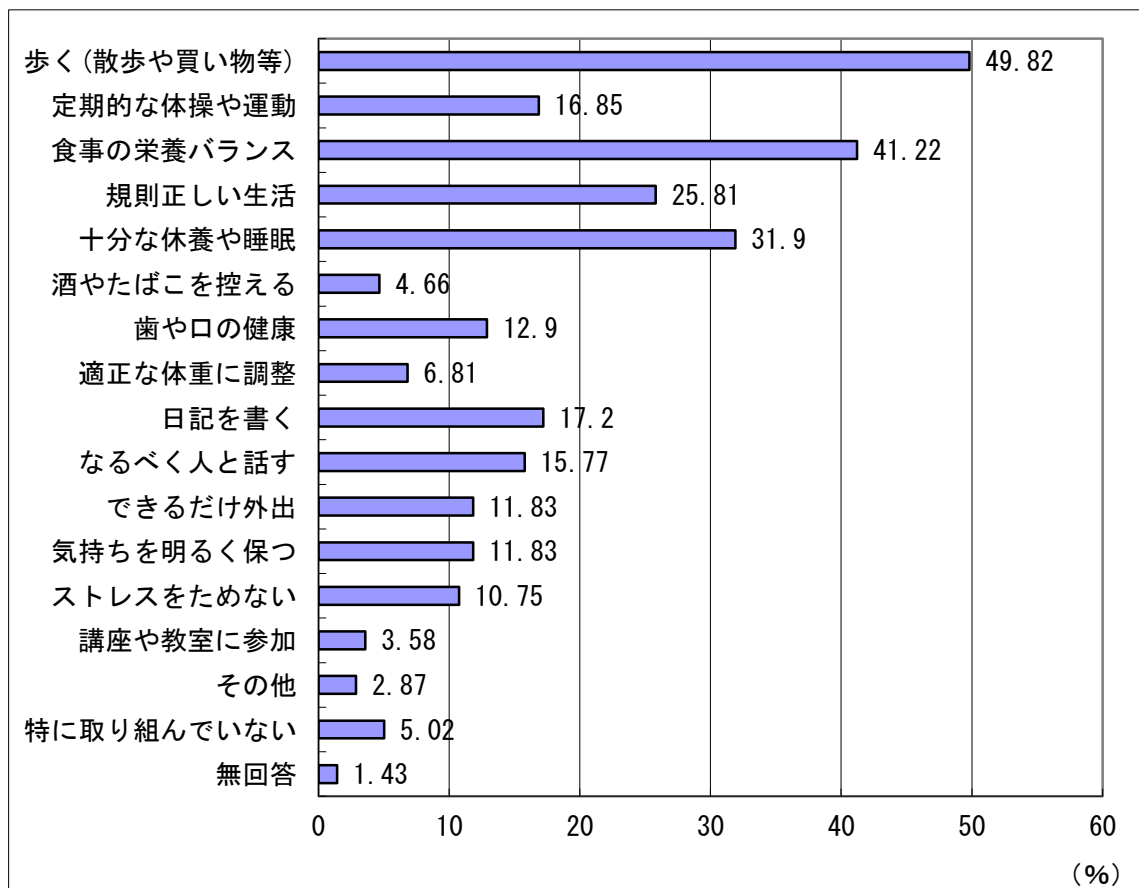
①健康について

介護認定を受けていない高齢者は、半数以上が自分は健康であると感じているようです。健康のための取り組みを行っていない方は5%程度と少なく、歩くことや食生活を中心に、健康のための取り組みが行われています。

自分の健康状態 (n = 279)



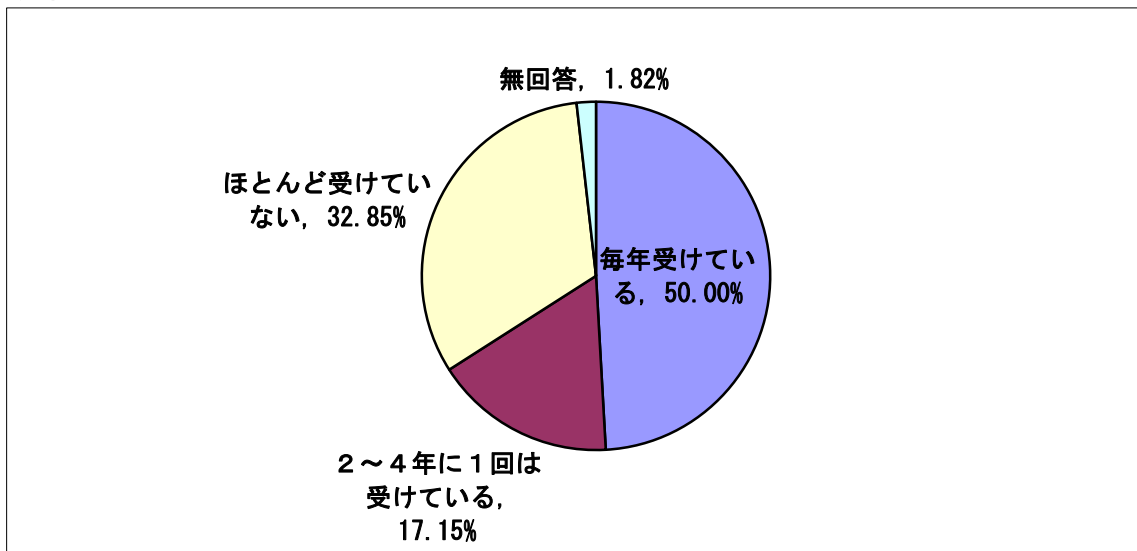
日常生活の中で取り組んでいること (複数回答可: n = 754)



②健康診断について

健康診断は半数の方が「毎年受けている」であり「ほとんど受けていない」の回答についても「普段かかりつけ医を受診している」が健診を受けない理由の大半となっています。

健康診断を受けているか (n = 279)

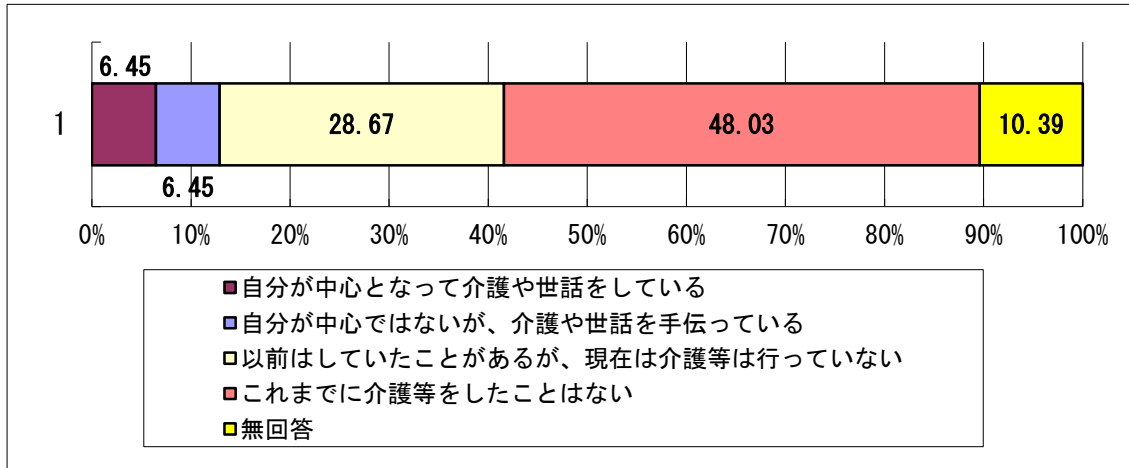


健康診断を受けていない主な理由

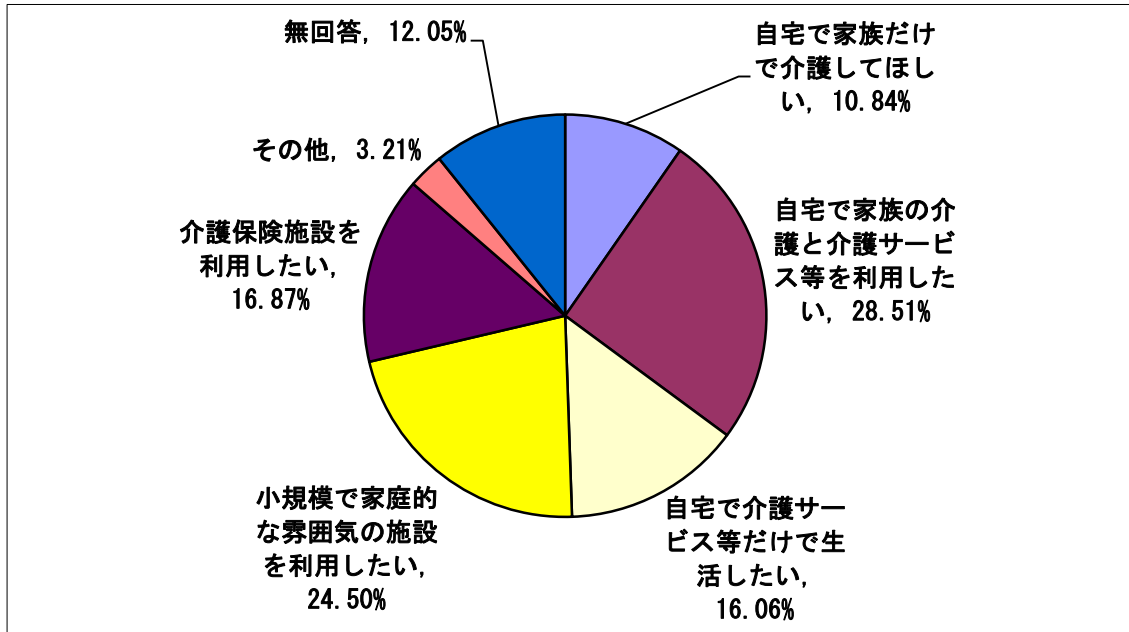
選 択 肢	回答数(人)	割合 (%)
健康に自信があるから	6	6.67
普段かかりつけ医を受診しているから	70	77.78
時間がないから	2	2.22
面倒だから	8	8.89
費用がかかるから	3	3.33
健診の時間や場所や時間がわからない	0	0.00
その他	1	1.11
合計	90	100.00

③介護について

家族等への介護経験の有無について (n = 279)



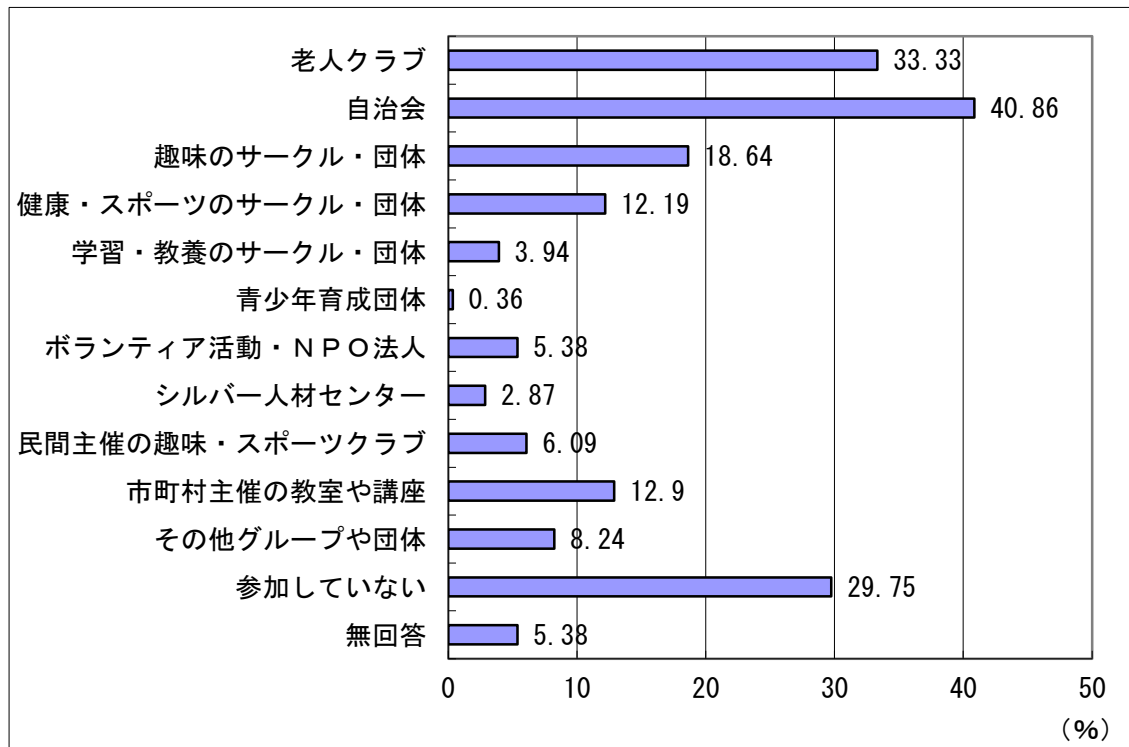
自分が介護が必要になった場合について (n = 279)



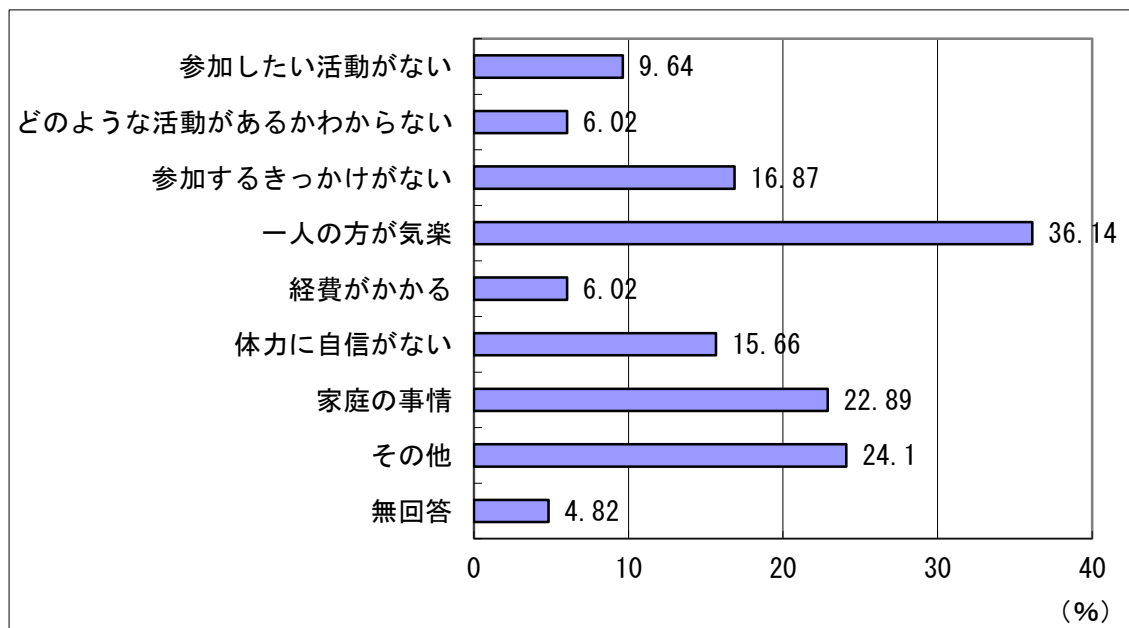
④社会参加や生きがいづくりについて

地域活動への参加は、自治会・老人クラブへの参加について、参加していない方が多く、参加していない理由として「一人の方が気楽」との回答が多数となっています。

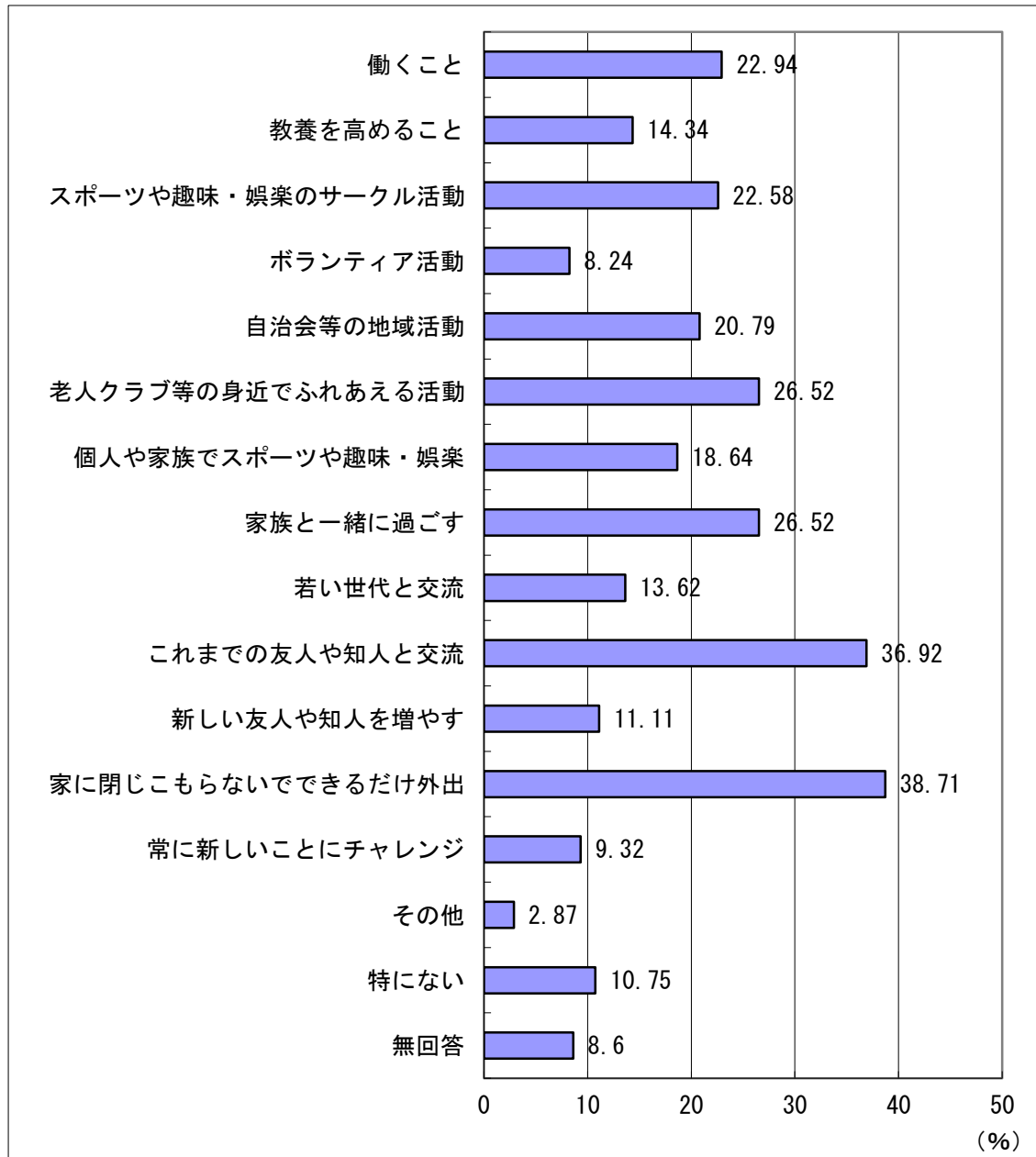
地域活動等への参加状況（複数回答可：n = 502）



地域活動等へ参加していない理由（複数回答可：n = 118）



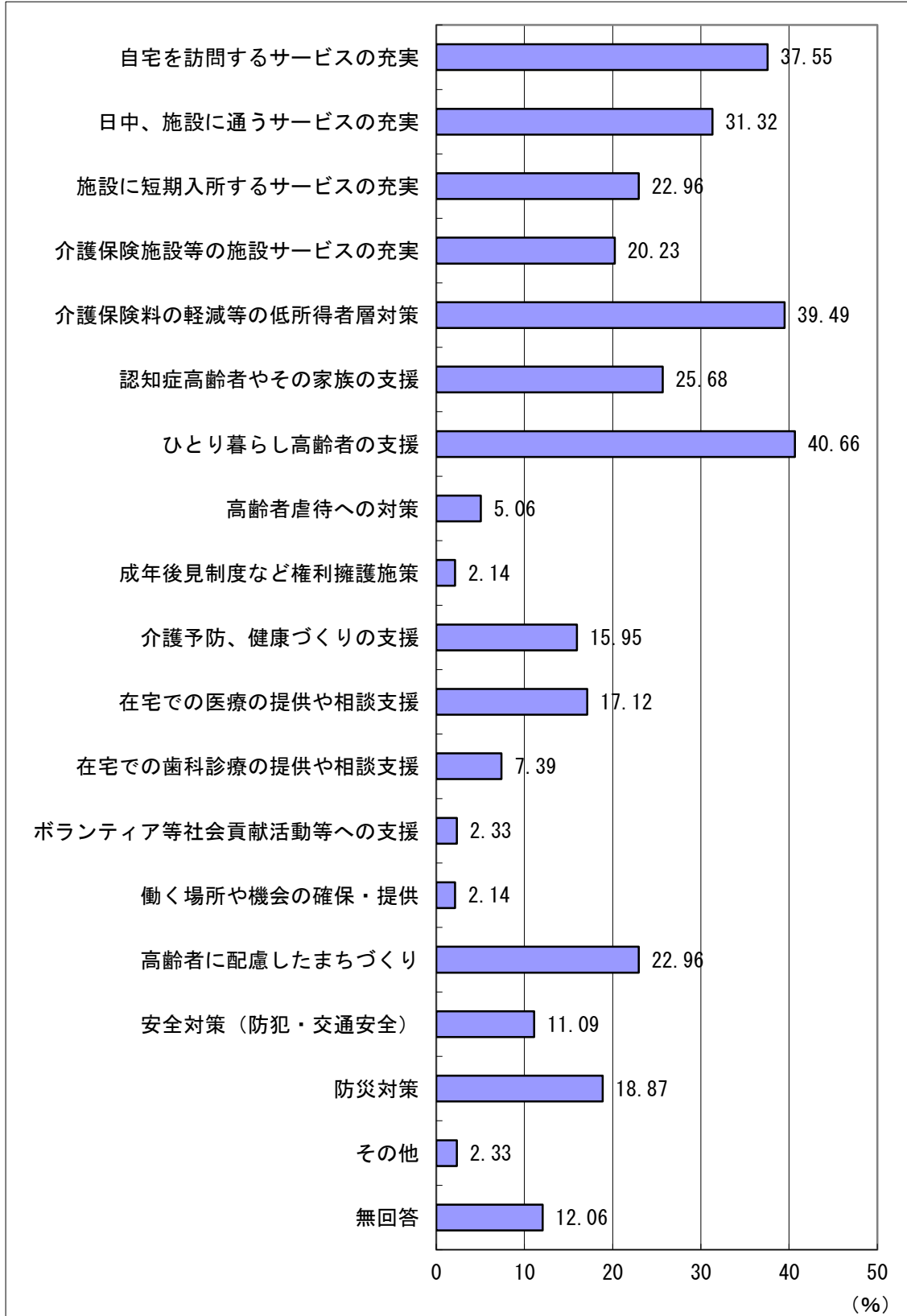
今後、行いたいこと（複数回答可：n=816）



5) 共通事項

①介護保険制度や高齢者福祉制度全般について

高齢者に対する施策や支援で、特に大切だと思うもの（5つ回答可：n = 1734）



4. 目標年度までの各年度における高齢者の状況

(1) 推計人口

本計画の期間である平成24年度から平成26年度の本町の推計人口は以下のとおりで、団塊世代の方々が65歳以上となり高齢者人口の伸び率はピークを向かえる見込みですが、高齢化率については増加が続くと予測されます。

築上町の推計人口

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口(人)	21,261	20,962	20,636	20,427	20,401	20,191	20,193	19,983	19,987
伸び率(%)		-1.41%	-1.56%	-1.01%	-0.13%	-1.03%	-1.03%	-1.03%	-1.03%
高齢者人口(人) (第1号被保険者)	5,815	5,871	5,893	5,933	5,942	5,890	5,959	6,086	6,189
伸び率(%)		0.96%	0.37%	0.68%	0.15%	-0.88%	1.17%	2.13%	1.69%
高齢化率(%)	27.35%	28.01%	28.56%	29.04%	29.13%	29.17%	29.51%	30.46%	30.97%

(2) 認定者数の推計

本町の推計要介護・要支援者数は、以下のとおりです。

要介護認定者数は、平成18年度以降横ばいの状況が続いており、介護予防事業の成果が現れているものと思われます。今後についても同程度で推移すると予測されます。

築上町の推計認定者数

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一号被保険者	1,034	1,001	991	994	1,012	1,012	1,027	1,022	1,017
要支援1	260	235	241	211	191	185	178	171	164
要支援2	153	170	148	153	176	168	168	162	156
要介護1	184	167	173	168	166	172	180	181	182
要介護2	138	113	106	120	146	150	152	154	155
要介護3	145	162	162	152	135	127	145	147	149
要介護4	82	89	89	114	116	121	122	124	126
要介護5	72	65	72	76	82	89	82	83	85
二号被保険者	21	21	23	26	34	33	30	29	28
要支援1	0	1	1	2	4	4	4	4	4
要支援2	1	2	2	2	4	3	2	2	2
要介護1	7	4	5	5	8	7	7	7	6
要介護2	4	3	4	5	4	4	4	4	4
要介護3	6	7	8	9	12	11	10	9	9
要介護4	3	3	2	3	2	2	2	2	2
要介護5	0	1	1	0	0	2	1	1	1
合計	1,055	1,022	1,014	1,020	1,046	1,045	1,057	1,051	1,045
要支援1	260	236	242	213	195	189	182	175	168
要支援2	154	172	150	155	180	171	170	164	158
要介護1	191	171	178	173	174	179	187	188	188
要介護2	142	116	110	125	150	154	156	158	159
要介護3	151	169	170	161	147	138	155	156	158
要介護4	85	92	91	117	118	123	124	126	128
要介護5	72	66	73	76	82	91	83	84	86

第3章 高齢者保健福祉サービスの目指すべき方向

第3章 高齢者保健福祉サービスの目指すべき方向

1. 基本理念

平成18年に策定された「築上町老人保健福祉計画書」の〈生涯現役 共に支え合い 安心して いきいきと暮らせるまち「ちくじょう」〉を基本理念とし、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち充実した生活を営むことができ、また、介護を要する状態になっても住み慣れた地域での生活ができる長寿社会の実現を目指します。

2. 計画の方向性

基本理念のもと、具体的な施策の展開に向けて、基本的な方向性を以下のように定めます。

・健康づくりの推進

高齢者等実態調査から、要介護状態を予防するためには生活習慣病の重症化と転倒による骨折を予防する必要があります。このため、今後も健康サロンにおいて、健康チェックと健康相談、保健師や栄養士による健康教育、作業療法士による運動指導などのプログラムを実施し予防に努めます。また、健康診断については、一般高齢者の大多数が健診を毎年及び数年に1回受けるか、またはかかりつけ医を受診している状況にあります。基本的な健診は前期高齢者と後期高齢者の医療保険制度の違いによる健診体制の不統一があり、十分な体制とは言えませんが、健診の受診及びかかりつけ医の推進を図ることで、自己管理を促していきます。

また、閉じこもりやこころの健康問題についても予防啓発を図るとともに、民生委員児童委員協議会や地域住民との連携により早期に解決できるよう取り組んでいきます。

・高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進

高齢者等実態調査において「高齢者に対する施策や支援で、特に大切だと思うもの」で、「ひとり暮らし高齢者の支援」が最も多く「自宅を訪問するサービスの充実」が3番目となっており、居宅での支援を望む声が多数を占めています。この結果から、高齢者の多くは住み慣れた地域で、いつまでも自分らしい生活をしていくことを望まれていることが分かります。

基本理念でもある、介護が必要な方を含めた高齢者の方々が住み慣れた地域での生活を続けていく長寿社会の実現には、介護予防や、自発的な活動の支援等、高齢者各々が積極的に取り組むための支援が必要です。したがって、在宅支援、見守り活動、生きがい活動支援等の高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進及び利用促進に努めます。

- ・ **認知症高齢者支援施策の推進**

高齢者等実態調査の結果から、介護が必要になった原因の第1位が認知症であることから、認知症に対する施策の充実を早急に実現する必要があります。

認知症高齢者の方が、地域においても尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができる環境を整備するため、認知症に対する正しい知識の普及啓発や、相談体制の充実、関係機関との連携等を推進します。

- ・ **介護保険・地域支援事業の円滑な運営の確保等の推進**

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるよう、平成24年4月から築上町へ移行となる地域包括支援センターとの連携による、介護予防事業に努める等地域支援事業の円滑な実施及び地域包括ケア体制の推進に努めます。

また、介護が必要な状態になった場合には、適正なケアプランと介護保険給付サービスを提供するため、福岡県介護保険広域連合と連携し、必要な介護保険給付サービス基盤の整備促進と適正な介護保険給付サービスの提供に努めます。

第4章 各種高齢者保健福祉サービスの現状と今後の方針

第4章 各種高齢者保健福祉サービスの現状と今後の方針

1. 健康づくりの推進

(1) 健康診査

【現状】

平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健診となったことから、特定健康診査は40歳～74歳の国民健康保険加入者が対象です。75歳以上は後期高齢者医療による健診が実施されています。各健診（検診）の受診率は低く、健診への関心も低いと思われます。

健康診査の実施状況

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基本健康診査 平成20年度からは特定健診（対象は40～74歳まで）	対象者（人）	6,691	7,074	4,069	4,036	3,904
	受診者（人）	2,402	2,017	1,198	1,051	1,054
	受診率（％）	35.9	28.5	29.4	26.0	27.0
胃がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	6,691	7,074	7,550	7,550	7,580
	受診者（人）	577	546	420	365	606
	受診率（％）	8.6	7.7	5.6	4.8	8.0
大腸がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	6,691	7,074	7,550	7,550	7,580
	受診者（人）	889	838	749	661	775
	受診率（％）	13.3	11.8	9.9	8.8	10.3
子宮がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	5,268	4,558	5,764	5,764	5,764
	受診者（人）	529	299	333	483	573
	受診率（％）	10.0	6.6	5.8	8.4	9.9
乳がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	4,242	4,066	4,948	4,948	4,948
	受診者（人）	367	355	320	501	577
	受診率（％）	8.7	8.7	6.5	10.1	11.7
肺がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	6,691	7,074	7,550	7,550	7,580
	受診者（人）	1,970	1,687	1,100	916	883
	受診率（％）	29.4	23.8	14.6	12.1	11.6

基本健診の高齢者の受診状況（平成20年度からの特定健診以降）

	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	前期	後期	合計	前期	後期	合計	前期	後期	合計
被保険者数	2,225	3,019	5,244	2,233	3,066	5,299	2,101	3,139	5,240
受診者数	819	103	922	736	74	810	677	66	743
受診割合（％）	36.8	3.4	17.6	33.0	2.4	15.3	32.2	2.1	14.2

※前期＝65歳～74歳 後期＝75歳以上（福岡県後期高齢者医療広域連合実施分）

【課題】

基本健診は前期高齢者・後期高齢者ともに受診率が減少しています。一因として制度改正により身近な場所で健診が受けられなくなったことがあると思われます。また、医療機関受診中の人は健診を受けない傾向にあり、後期高齢者の場合は生活習慣病で受診中であれば制度上、健診対象外になります。

【今後の方針】

早期発見・早期受診による重症化予防を図るため、健診の必要性を周知し高齢者が受診しやすい健診体制を整え、受診促進に努めます。

(2) 家庭訪問

【現状】

高齢者の家庭訪問は健康増進と介護予防を主な目的として行っています。対象は一人暮らしや高齢者夫婦世帯が多く、定期的な継続訪問になる場合が多くなっています。特に閉じこもりがちな高齢者に対しては、訪問時に健康チェックを行い、健康面での不安はないかを確認しています。またふれあい健康サロンへの参加の呼びかけ、介護保険サービス及び高齢者サービスについての情報提供や、導入支援を行っています。

家庭訪問の実施状況

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
要 観 察	36	57	51	58	31	246	4	12	24	75
閉じこもり予防	68	247	61	244	58	226	58	305	40	205
介護家族者	4	14	2	2	6	65	2	10	2	12
認知症	0	0	0	0	3	77	1	1	0	0
寝たきり	1	1	2	5	2	24	0	0	1	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	109	319	116	309	100	638	65	328	67	296

【課題】

最近では認知症様症状が見られる一人暮らし高齢者が増加しており、家族や親族及び近隣の支援がない場合などもあり、対応が困難なケースがあります。

また高齢者が年々増加する状況にあり、保健師が担当地区での高齢者の詳細な状況を把握することが困難な状況になってきています。

【今後の方針】

地区担当保健師及び地域包括支援センター職員や民生委員児童委員が、ふれあい健康サロンや家庭訪問及び他機関との連携を通じて、高齢者一人ひとりの状況を把握し支援できるように努めます。

(3) ふれあい健康サロン

【現状】

ふれあい健康サロンを通して健康相談と健康教育を実施しており、健康相談においては、血圧測定・体調変化の有無の確認を行い、健康教育においては歯科衛生士による口腔ケアや作業療法士による介護予防のための体力維持・強化、保健師・栄養士による講話などを実施しています。その他、体力測定も毎年実施しており、高齢者の健康づくりと介護予防の実践に努めています。

参加地区は増加傾向にあり、現在66自治会中49自治会において実施し、参加実人数も年々増加しています。

ふれあい健康サロンの実施状況

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
健康サロン 実施状況	65歳以上人口	5740	5,815	5,871	5,893	5,933
	参加実人数(人)	324	326	617	882	896
	参加率(%)	5.64	5.61	10.51	14.97	15.10
	実施回数(回)	397	408	500	587	696
	参加延べ人数(人)	4032	4,322	6,000	6,829	7,279
	実施自治会数(所)	22	23	33	44	48
健 康 相 談(人)		4032	4,322	6,000	6,829	7,279
健康教育 (参加延 べ人数)	口腔ケア	実施なし	実施なし	432	447	408
	作業療法士	207	221	193	453	548
	体力測定	190	218	237	419	505
	保健師	217	42	197	未把握	90
	栄養士	91	118	128	未把握	29

【課題】

ふれあい健康サロンの未実施が17地区あります。また実施地区においては参加者が固定化しており、男性参加者が少ない傾向にあります。

【今後の方針】

今後も全地区へふれあい健康サロンを広めていくために、広報等の働きかけに努め、未参加者への周知を図るとともに、男性が参加しやすくなるような取り組みに努めます。

また、ふれあい健康サロンの運営が参加者の自主的な取り組みとなり、地域での助け合いの関係づくりに発展するような支援に努めます。

(4) インフルエンザ予防接種

【現状】

現在65歳以上の方のインフルエンザ接種率は57%前後で推移しています。接種費用3,000円の内、2,000円は公費で負担しています。また生活保護世帯の高齢者においては、診療依頼書の提出とともに申請にて自己負担なく接種しています。平成21・22年度においては新型インフルエンザが猛威をふるい、全国的な予防活動の推進のため、低所得者にも事前申請にて全額助成を行いました。

インフルエンザ予防接種の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
接種対象者	5,754	5,865	5,870	5,932	5,993
接種者数	3,129	3,439	3,584	3,205	3,452
接種率(%)	54.40	58.60	61.10	54.00	57.60

【課題】

新型インフルエンザは平成23年3月末日で終息し、それに伴い低所得者への助成も終了する為、経済的な問題でインフルエンザ予防接種をしない方に対しての対策が必要になると思われれます。また、接種率も横這いです。

【今後の方針】

予防接種の必要性とともに、手洗い・うがい・体調管理についての保健指導とふれあい健康サロンや家庭訪問、広報や無線放送等で予防啓発活動に努めます。また、経済的負担が理由で接種できない方への対策を今後も検討します。

2. 高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進

(1) 生活支援事業

1) 外出支援サービス事業

【内容】

在宅の要支援認定者が通院時に利用するタクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減しています。この事業は平成18年4月1日から実施し、利用券1枚の助成額は小型タクシー基本料金に相当する額で、利用限度は月2枚までです。

【現状】

この事業は、要支援認定者で非課税世帯を条件としており、平成23年3月末現在の利用者は14人となっています。

外出支援サービス事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数（人）	9	12	14	14	14
利用回数（件）	109	215	282	259	247

【今後の方針】

この事業についての周知が必要と思われるので、今後も広報活動に努め、引き続き継続してサービスを維持していきます。

2) 訪問理美容サービス事業

【内容】

加齢、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して行う出張サービスです。

この事業は、本町の理美容組合の協力のもとで実施しており、利用者は理美容実費を負担し、利用券で出張費用を助成しています。

訪問理美容サービス事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数（人）	5	6	4	6	5
利用回数（件）	19	23	16	15	19

【今後の方針】

利用者は少ないものの在宅高齢者の保健福祉向上のため、今後もサービスを継続します。

3) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

【内容】

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者等を対象として、寝具の衛生管理のため、水洗い及び乾燥消毒等を行うサービスで年2回以内を限度として実施しています。

【現状】

平成19年度までは、春と秋の2回実施してきました。平成20年度以降は1回目に事業利用をされた方の中で、必要と思われる方のみに2回目の利用案内をしています。

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延回数(件)	86	55	34	17	16

【今後の方針】

高齢者の在宅での寝具類の衛生管理・保持のためサービスは継続します。

4) 高齢者等への特殊寝台貸与

【内容】

65歳以上の方で、ベッド上での生活が主体であり日常生活において何らかの介助が必要な方で、経済的理由により介護サービスを受けられない方・病院等から退所して在宅で介護を受ける方等に対して、1年間を限度として緊急的に無償貸与しています。

【現状】

介護保険制度開始後、介護認定者は介護サービスでの福祉用具貸与、介護認定のない方は、社会福祉協議会での貸し出しがあり、利用者は減少し、現在利用者はいません。

高齢者等への特殊寝台貸与事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(人)	2	2	0	0	0

【今後の方針】

現在利用者はいません。築上町社会福祉協議会に事業の移譲を検討しています。

5) 軽度生活支援事業

【内容】

在宅で一人暮らしの高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を社会福祉協議会に委託して実施しています。外出時の援助・食材の買物・家の周りの軽微な手入れ等日常生活上の援助を行っています。

【現状】

平成19年度からは生活に支障をきたす部分の解消を対象とし、サービスの回数に制限を設け実施しています。また、平成22年度に実施要綱の見直しを行い、平成23年度から利用回数・利用料等の改正を行いました。サービスの内容・回数に制限を設けたため、登録者数は減少しています。

軽度生活支援事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数（人）	35	28	26	22	20
利用回数（件）	677	233	239	208	111

【今後の方針】

今後もサービスの継続を図ります。

6) 高齢者等への生活状況確認事業

【内容】

概ね65歳以上の単身世帯等で、希望者を対象に週3回を限度として郵便局員が訪問し、生活状況の聞き取り及び安否確認を行っています。

【現状】

「食」の自立支援事業・社会福祉協議会の見守りネットワーク・老人クラブの高齢者ネットワーク推進事業等、安否確認事業が複数あるため、平成21年度以降新規受け付けは行っていません。

高齢者等への生活状況確認事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	17	13	13	10	10

【今後の方針】

継続利用者を対象に事業を継続します。

7) 緊急通報体制整備事業

【内容】

概ね65歳以上で、緊急時に対応困難な単身世帯等の家庭に、緊急通報装置を貸与しています。体調が悪い時等に緊急ボタンを押すと、直接消防署につながり、発信者の特定ができるシステムであり、万が一応答がない場合は、近隣の協力員と連絡をとりながら救急車が出動する等、24時間体制で対応しており、利用者は多数です。

【現状】

機器の保有台数は、米軍再編交付金により一定数確保しています。平成22年度末に、総務省の地域ICT事業により広域消防本部のサーバー並びに、各家庭に設置していた古い機器の更新を実施しました。今後は、更新できていない古い機器を随時更新していく必要があります。

緊急通報装置設置状況（年度末時点）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
設置台数	259	271	245	254	276

【今後の方針】

広報誌への掲載や、民生委員児童委員、自治会長及び在宅介護支援センター等との連携を深めていきます。

8) 在宅寝たきり介護手当

【内容】

在宅の65歳以上で、要介護3以上の寝たきり高齢者等を、継続して6ヶ月以上介護されている方に対して、介護手当を支給することにより、介護の労をねぎらい、併せて高齢者福祉の増進を図っています。

【現状】

介護手当の受給対象者は、大多数が老々介護となっており、在宅介護を長期に継続する事が困難で、施設入所により支給対象外となるケースが多くみられます。

在宅寝たきり介護手当実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者数(人)	23	17	19	20	22
延支給人員(人)	37	33	36	37	40

【今後の方針】

在宅介護の労をねぎらうため、事業を継続します。

9) 住宅改造資金助成事業

【内容】

在宅の要介護・要支援の認定者もしくは障害のある方に、高齢者等に配慮した住宅に改造するための資金を助成することにより、在宅介護を支援し、高齢者等の生活の質の向上を図っています。

【現状】

対象者の条件に、生計中心者の所得制限と、介護認定を受けている事があるため、利用者の目立った増加はみられません。

住宅改造資金助成事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(人)	1	0	1	3	4

【今後の方針】

今後もサービスを継続します。

(2) 介護予防・地域支え合い事業

1) 生きがい活動支援通所事業

【内容】

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれがある高齢者に対し、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図っています。通所により、入浴・給食サービス・生活指導・日常動作訓練・健康チェック等を提供しています。

【現状】

平成20年度から町財政困窮により、利用回数が1週間に1回から2週間に1回に変更になったため、延利用人数が減少しています。

生きがい活動支援通所事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(人)	92	107	88	87	54
延利用人員(人)	3,145	3,389	1,570	1,250	1,079

【今後の方針】

高齢者の自立生活の助長と要介護状態の予防のため、介護予防事業の通所型介護予防事業と併せて孤独感の解消・自立生活の助長を図り、事業を継続します。

2) 生活管理指導員派遣事業

【内容】

在宅の一人暮らしの高齢者で、介護認定について「自立(非該当)」と判定され、基本生活習慣が欠如し対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な方に対し、訪問により日常生活に対する指導・支援を行い、在宅生活の継続及び要介護状態への進行予防を図っています。

【現状】

介護保険への移行により、利用者は減少しています。利用者は、日常生活に対する支援のみを求めがちであり、本事業の目的である日常生活に対する指導や、介護予防の面が軽視されています。

生活管理指導員派遣事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(人)	18	18	14	13	10
延利用人員(人)	644	587	495	425	423

【今後の方針】

利用者は減少傾向にありますが、制度を周知しながら継続していきます。

3) 生活管理指導短期宿泊事業

【内容】

要援護高齢者、一人暮らし高齢者等に対して、要介護状態に陥らないために、一時的に介護老人福祉施設等に保護し、日常生活に対する指導・支援を行っています。

介護保険制度がスタートして短期保護事業（ショートステイ）が介護保険給付サービスに移行したため、対象者のほとんどの方が介護保険のショートステイを利用しています。

【現状】

高齢者は、自立状態では本事業の利用を避ける傾向にあり、平成18年以降、当事業利用は全くありません。

【今後の方針】

利用者はないものの、高齢者虐待の一時保護等の緊急時に備えて事業は継続し、その周知を図ります。

4) 高齢者の生きがい教室と健康づくり推進事業

【内容】

高齢者にとって何より大切なことは、生涯にわたって自分が家族・社会のために貢献しているという生きがいです。このため、高齢者の生きがいづくりを支援し、就業をはじめ学習・サークル活動などを通じて、その豊かな経験や知識・技能・芸術等が活かされる条件づくりを普及しています。

【現状】

複数年にわたり同じ受講生が同じ教室に在籍すると、新規の受講生が教室の雰囲気馴染めないケースがあり、対策として平成19年度からは、受講開始から3年で教室を卒業する形式にしたことにより、平成22年度は受講者数が減少しました。

高齢者生きがい教室実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
陶芸教室	15	15	14	14	3
表装教室	6	8	7	8	3
書道教室	23	22	24	25	7
ヨガ教室	26	30	31	38	23
フラダンス教室	26	22	20	16	5
合計	96	97	96	101	41

【今後の方針】

今後は、さらに教室を充実していくと同時に、講師や教室、新規の受講生の募集に努めます。

5) 「食」の自立支援事業

【内容】

一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯や身体に障害がある方等で、調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達・提供し、高齢者にとって安らぎのある生活を支援しています。その際に、利用者の安否確認と孤独感の解消に努め、健康状態に異常があるとき等は関係機関への連絡を行っています。

【現状】

配食は平日のみで一日一食となっており、土日・祝祭日及び年末年始の配食や回数を検討していますが、委託先の関係もあり困難な状況にあります。

今後は、高齢者世帯の増加に伴う延食の増加が予想されます。

「食」の自立支援事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間利用者数(人)	140	137	134	132	137
年間延食数(食)	23,693	21,789	21,545	20,617	21,411

「食」の自立支援事業計画

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用者数(人)	145	145	147
年間延食数(食)	22,450	22,500	22,700

【今後の方針】

土日・祝祭日等の事業実施内容を検討しながら継続していきます。継続にあたっては、近隣自治体との均衡を保ちながら実施します。

6) 家族介護継続支援事業

【内容】

在宅で要介護認定が4又は5で非課税世帯の高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活継続、向上を目的としています。

【現状】

対象者が限定されているため、利用者は少数です。

家族介護継続支援事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(人)	14	13	12	11	9

【今後の方針】

利用者は少数ですが、高齢化による増加が予想されるため継続します。

7) 在宅介護支援事業

【内容】

在宅で要介護又は要支援に認定された高齢者を介護する世帯に対し、在宅介護を支援するサービスを提供することにより、寝たきり高齢者の生活の向上を図り、その家族の身体的・精神的・経済的な負担を軽減しています。

おむつを必要とする方（所得要件・介護認定時の判定基準あり）に対し、紙おむつ券を月1枚給付しています。

【現状】

平成20年度に実施要綱の改正を行ったため、翌年度からの利用状況が減少しています。

在宅介護支援事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給実人数（人）	69	62	50	25	25
述べ支給数（月）	768	688	515	232	274

【今後の方針】

家族介護支援事業と一本化して、地域支援事業の任意事業として引き続き実施します。

8) 家族介護教室

【内容】

各自治会活動や老人クラブの活動として、より身近な公民館で介護専門員等の協力により、高齢者と同居家族を対象に家族介護教室を開催し、介護の基本的な知識を習得する教室を開催します。

【現状】

平成18年から22年度の実績はありません。

【今後の方針】

地域支援事業における任意事業として検討します。

(3) その他の事業

1) 敬老祝金支給

【内容】

高齢者に対し敬老祝金を給付することにより、敬老の意を表し、併せて高齢者福祉を増進することを目的としています。

敬老祝金条例に基づき、80歳以上かつ本町に2年以上引き続き住所を有する方に対して、年額12,000円（平成21年度は16,000円平成22年度は14,000円）を口座振込により支給しています。

年度末までに支給申請がない場合は、当該年度の受給権がなくなります。

【現状】

高齢化による町財政に与える影響から、平成21年度に敬老年金から移行した制度です。今後も対象者の増加が見込まれます。

敬老祝金支給実績

	平成21年度	平成22年度
対象者数（人）	1,926	1,985
支給者数（人）	1,910	1,977

※口座の届出が年度末までにない場合は当該年度の受給権がなくなります。

【今後の方針】

今後も継続を図っていきます。

2) 福祉電話貸与

【内容】

概ね65歳以上で一人暮らしの低所得者に、無料で電話回線を貸与し、孤独感の解消や緊急連絡の手段確保、安否確認の手段とするものです。

【現状】

携帯電話の普及により、遠隔地との連絡手段が全くないケースが減少しており、平成22年度末の利用者は6人となっています。

福祉電話貸与実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保有数（回線）	25	25	25	25	25
利用者数（人）	19	17	13	9	6

【今後の方針】

携帯電話の普及により、年々利用者は減少傾向にありますが、事業を継続します。

3) 救急医療情報キット配布事業

【内容】

高齢者、障害のある方に対し救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報を配布することにより、救急時の適切な医療活動に寄与し、安心して生活できる環境を整備することを目的としています。□

【現状及び今後の方針】

平成23年度以降、民生委員児童委員協議会の協力により配布しています。

4) ひとり暮らし高齢者等見守り事業

【内容】

ひとり暮らし高齢者や要援護者の不安と孤独感を解消し、安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的としています。

【現状及び今後の方針】

75歳以上の単身世帯を対象に地域の協力員の訪問調査によって、要援護・要見守り高齢者等の把握作業を実施中です。要見守り高齢者の確定により、対象者リストを基に訪問、声かけを実施し、災害時要援護者の把握および安否確認の活動を実施していきます。

平成22年度末 調査済単身世帯員数

椎田地区	202
築城地区	157

(4) 施設サービス

1) 老人憩いの家（介護予防拠点施設やまさと） 大字寒田527番地1

【内容】

概ね60歳以上の方の健康の保持、教養の向上、レクリエーション等の自発的な活動及び活発な交流のための場として、健康サロンや民舞教室等に利用されています。

【現状】

地元住民の利用が主であり、通年単位での利用は少数です。

【今後の方針】

介護予防拠点施設として、また地域住民の自発的な活動及び交流の場として利用の拡大を図っていきます。

2) 高齢者ボランティア育成施設 大字上別府73番地

【内容】

地域ボランティア活動の育成を図る事業の一環として、定年退職者等に対しボランティアとしての育成を目的として設置しています。

【現状】

老人クラブを主体とした利用が主で、その他の利用は少数です。

【今後の方針】

高齢者の生きがいづくりや、高齢者が地域づくりの主役となるための一つの拠点としての利用促進を図ります。

3. 生きがづくり・社会参加活動の推進

(1) 老人クラブ活動支援

【内容】

概ね60歳以上の方を会員として、会員の教養の向上、健康増進、地域の安全・安心を支える支援活動、レクリエーション等の諸活動が組織的に行われています。

【現状】

高齢化に伴い、役員の担い手・自家用車運転者の不足等が生じ、各種会合や行事などへの参加ができない等の理由から老人クラブを廃止した地域があります。

老人クラブ活動支援実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
老人クラブ数	54	54	54	54	52
補助金(円)	4,486,800	4,223,400	4,172,000	4,179,600	4,171,472

【今後の方針】

老人クラブの自主性を尊重しつつ、町老人クラブ連合会と連携して会員が老人クラブを通じて健康づくり・生きがづくり・仲間づくり等の活動を行いやすくするための支援を行います。また、会員一人ひとりが地域づくりの主役となるよう老人クラブの育成を行います。

(2) 老人クラブ連合会が行う健康づくり事業

1) 料理教室

【内容】

町の老人クラブ連合会の会員を対象に料理教室を実施し、食生活の改善及び健康増進を図っています。

料理教室実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加人数(人)	250	193	223	226	189
実施回数(回)	10	10	12	12	12

【今後の方針】

高齢者が料理への関心を持ち、改めて食と健康を再認識し、自らの力で料理に挑戦しようとする意欲を促進するとともに、今後も参加者同士の交流の場として高齢者の孤立の予防・健康増進のため、事業を継続していきます。

2) 老人スポーツ大会等開催

【内容】

老人クラブ連合会の会員等がスポーツを通じて、疾病や閉じこもりを予防し、自身の自立支援につなげるとともに、社会参加への促進を図ることを目的としています。

【現状】

近年、全国的にはゲートボールの参加人数が減少する一方、グラウンドゴルフの参加人数が増加傾向にあります。築上町ではゲートボール・グラウンドゴルフ共に参加人数が減少傾向にあります。老人クラブ連合会の会員数の減少によるものと考えられます。

各種大会実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ゲートボール(人)	46	44	52	47	40
ペタンク(人)	119	99	144	105	123
グラウンドゴルフ(人)	258	249	345	322	290
囲碁(人)	29	32	28	34	32
合計	452	424	569	508	485

【今後の方針】

野外でのスポーツだけでなく、公民館・体育館等の室内で出来る体力測定を取り入れ、健康管理の促進を図ります。

(3) 敬老祝賀会開催

【内容】

高齢者を敬い、長年の労をねぎらう意味から、高齢者を招待し、表彰及び記念品の贈呈等の式典並びにアトラクションを行っています。

【現状】

地域ごとに分けた複数開催から、平成21年度より1回のみで開催となり、祝賀会に出席する方については自治会等で調整し、全対象者のお祝いについては、各自治会に対象人数分の交付金を交付し依頼しています。

【今後の方針】

高齢者にとって魅力ある敬老祝賀会の開催や、実施方法を検討していきます。

(4) シルバー人材センター

【内容】

高齢者の活発な社会参加を促すため、雇用機会や就業機会を確保しています。平成18年度から社団法人化されました。

シルバー人材センター実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就業実績(円)	99,837,924	98,912,028	91,518,013	89,210,067	85,608,253

【今後の方針】

高齢者の人材活用の一翼として、シルバー人材センターの育成やシルバー会員の就業確保のための支援を行います。

4. 認知症高齢者支援施策の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も著しい増加が見込まれています。厚生労働省では高齢者人口に対する認知症の方の割合を、平成22年時点で8.1%と推計しており、本町の高齢者人口で換算すると477人程度となります。高齢者等実態調査の結果を見ても、介護が必要になった原因の第1位は認知症であり、認知症高齢者に対する支援施策は高齢者保健福祉において大きな課題になっています。

認知症高齢者が地域において尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるように、本人のみならず家族への支援を含めた、地域における継続的かつ総合的な支援体制を確立する必要があります。

現在、家族からの申し出をもとに、認知症高齢者対策として家族の負担を軽減するため、訪問指導などを行っており、今後もこれらのサービスの充実を図っていく必要があります。医療機関、福祉団体などと連携を取りながら、相談事業及び訪問指導による家族への援助等を推進していきます。

(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

認知症についての誤解や偏見、あるいは理解や知識不足から、症状の早期発見・診療が遅れ、症状が進行してしまう事例が多く見られます。認知症高齢者等に対する適切な介護を行うとともに、権利を擁護していくには、認知症そのものを正しく理解し、誤解や偏見を招く要因をなくしていく必要があります。

そのため、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた「認知症サポーター」になるための「認知症サポーター養成講座」を各地域で開催したり、その講師役である「キャラバンメイト」の育成を推進します。また、認知症予防健康診査の実施の取り組みなど、認知症の方や家族が住みなれた地域で安心して暮せる町づくりに努めます。

(2) 高齢者ネットワーク

現在、高齢者相互支援事業として老人クラブ連合会の会員が高齢者宅を訪問する活動をしています。今後は認知症高齢者に対する、家庭や地域における適切な援助や、生きがい・健康づくりのための情報の提供などを強化します。

(3) 認知症高齢者の権利擁護のための取り組み

一人暮らしの認知症高齢者、知的障害のある方など自己決定能力が低下している方に対し、福祉サービスの利用援助などを行うことにより、自立した地域生活が送れるように、権利を擁護する制度の周知徹底、安心して相談ができる体制の整備に努めます。

権利擁護については、平成11年10月より地域福祉権利擁護事業の実施及び平成12年4月より成年後見制度が施行されています。

また、地域包括支援センターの業務のひとつに「権利擁護事業」があり、社会福祉士などの専門職員が高齢者虐待防止の対応や消費者被害の防止また判断能力を欠く状態にある方には、成年後見人制度の利用など支援を行ないます。

5. 地域支援事業

地域支援事業とは、介護保険被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、介護保険料と公費を財源としています。

(1) 介護予防事業

地域包括支援センター等と連携を図りながら、要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）を把握し、要支援・要介護状態となることの予防や悪化の防止を目的に介護予防施策を実施しています。

また、介護予防に向けた取り組みを地域全体に広げることを目的に、介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行っています。

1) 二次予防事業

65歳以上の要支援・要介護状態になるおそれのある方を対象とし、通所等により要介護状態等になることの予防や悪化の防止を目的として、介護予防施策を実施しています。

①二次予防事業の対象者把握事業

二次予防事業の対象者を決定することを目的として、日常生活における機能の低下を基本チェックリストで確認し、一定の基準に基づく判定を行い、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる方を、当該事業の対象者としています。

②通所型介護予防事業

事業利用決定者に、町が委託した通所型の施設において、要介護状態にならないように、個々の身体状況に合わせて、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上等の訓練を実施しています。

通所型介護予防事業実績（平成20年2月から実施）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	20	100	100	96
延利用人数（人）	167	941	1,191	1,301

③二次予防事業評価事業

二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき、事業の実施方法の改善を図っています。

2) 一次予防事業

すべての介護保険第1号被保険者を対象とする事業であり、主として活動的な状態にある高齢者を対象とし、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が自らこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育・健康相談等の介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うことを目的としています。

①介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、ふれあい健康サロンへの歯科衛生士派遣による口腔衛生指導・パンフレットの作成・配布等を実施しています。

②地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援のための事業などを実施しています。現在、ふれあい健康サロンへの作業療法士派遣等を実施しています。

(2) 包括的支援事業

介護予防事業のマネジメントを実施するとともに、高齢者に関するあらゆる相談・支援体制の充実を図っていきます。また、高齢者の権利擁護や虐待防止のための事業を推進していきます。

これらの事業を実施し、地域の包括的・継続的なマネジメント体制を構築するための機関として、平成18年4月から平成24年3月末日まで福岡県介護保険広域連合豊築支部地域包括支援センターが豊前市に設置されていましたが、平成24年4月1日より築上町地域包括支援センターとして単独で本町に設置されます。そのため、より一層地域に根づいた活動が展開できるようになります。

1) 総合相談支援事業

高齢者やその家族又は地域の方からの、介護や健康のことだけでなく生活全般についての相談に応じ、情報の提供やサービスの紹介をします。

2) 虐待防止や権利擁護事業

安心して日常生活が送れるよう、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止等、高齢者の権利を守る取り組みをします。

3) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が自立して生活できるように、サービスの利用などについて助言・紹介等、高齢者の状態にあった健康づくりや介護予防の支援をします。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制作りに取り組みます。また地域の介護支援専門員の支援を行ないます。

6. 地域包括ケア体制の推進

高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者が増加する中、このような高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険サービスをはじめ様々な保健福祉サービスの提供とともに、保健、福祉、医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等住民活動を含めた地域のさまざまな資源のネットワーク化による継続的かつ包括的な支援（地域包括ケア）体制が不可欠です。

今回の介護保険制度改正の中で、このような地域包括ケア体制の推進が重要課題とされ、高齢者にふさわしい住まいの計画的な整備・在宅医療の推進・認知症支援策の充実・生活支援サービス（介護保険外サービス）の取り組みが求められています。

本町においても地域包括支援センターを中心に、これまで以上にきめ細かな地域包括ケア体制の推進・構築を図っていきます。

7. 介護給付サービス

本町は福岡県介護保険広域連合の構成市町村であり、広域連合が実施する介護保険事業計画に沿った事業運営により、保険料の徴収・保険給付等が行われています。

介護サービスについても、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画及び福岡県高齢者保健福祉計画との整合性を図り対応します。

(1) 介護サービス（要介護1～5の方）

1) 居宅サービス

サービス名	内 容
<訪問系>	
①訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・洗濯・買い物等の家事援助等を行うサービスです。
②訪問入浴介護	サービス提供者が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
③訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示書に基づいて、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に従って、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
⑤居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
<通所系>	
⑥通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に通り、入浴・食事等の提供や日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。
⑦通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院等に通り、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
<短期入所>	
⑧短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。
⑨短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期入所し、看護・医学的管理下における介護・機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。
<その他>	
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居して、施設職員が、入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。
⑪福祉用具貸与・購入費の支給	車椅子やベッドなど福祉用具の貸与を行うサービスです。また、排せつや入浴に使われる用具等貸与になじまない福祉用具の購入費用を支給するサービスです。
⑫住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を対象として工事費用の助成をするサービスです。
⑭居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うサービスで、居宅介護サービスを適切かつ総合的に利用できるよう、利用者の心身の状況や環境の課題分析、家族や本人の希望に基づいた内容の介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2) 施設サービス

施設名	対象者（例示）	提供されるサービス
①介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要な方で、在宅生活が困難な要介護認定者	①入浴・排せつ・食事等の介護 その他日常生活上の世話 ②機能訓練 ③健康管理 ④療養上の世話
②介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ・看護・介護を必要とする要介護認定者	①看護 ②医学的管理の下での介護 ③機能訓練その他必要な医療 ④日常生活上の世話
③介護療養型医療施設 ※平成29年度末廃止予定	急性期の治療が終わり、医学的管理の下で長期療養を必要とする要介護認定者	①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理の下での介護その他の世話 ④機能訓練その他必要な医療

3) 地域密着型サービス

サービス名	主な内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護【平成24年度新設】	訪問介護と訪問看護が一体的または緊密に連携しながら、日中・夜間を通じて定期巡回訪問と随時の対応を行います。
②夜間対応型訪問介護	居宅要介護者について、夜間において定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等が入浴・排せつ・食事等の介護・日常生活上の緊急時の対応・その他の援助を行います。
③認知症対応型通所介護	居宅要介護者で認知症である方について、老人デイサービスセンター等に通所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
④小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者について、利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑤認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	要介護者で認知症である方について、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29名以下である有料老人ホーム等に入居し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
⑦地域密着型介護老人保健福祉施設入所者生活介護	入居定員が29名以下である地域未着方特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。
⑧複合型サービス【平成24年度新設】	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅介護サービスや地域密着型介護サービスを組み合わせて提供します。

(2) 介護予防サービス（要支援1・2の方）

1) 居宅サービス

サービス名	内 容
<訪問系>	
①介護予防訪問介護 （ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、利用者の自立を促すための介護及び生活上の世話をを行うサービスです。
②介護予防訪問入浴介護	サービス提供者が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
③介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示書に基づいて、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
④介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーション（機能訓練）を行うサービスです。
⑤介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行うサービスです。
<通所系>	
⑥介護予防通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンター等に通い、入浴・食事等の提供や生活行為向上の支援、機能訓練等を行うサービスです。
⑦介護予防通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設・病院等に通い、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーション（機能訓練）を行うサービスです。
<短期入所>	
⑧短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事等の支援や、機能訓練等を行うサービスです。
⑨短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期入所し、日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療等を行うサービスです。
<その他>	
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居して、介護予防を目的とした日常生活上の支援及び療養上の世話をを行うサービスです。
⑪介護予防用具貸与・購入費の支給	日常生活自立を助ける用具の貸与を行うサービスです。また、排せつや入浴に使われる用具等貸与になじまない福祉用具については購入費用を支給するサービスです。
⑫介護予防住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を対象として工事費用の助成をするサービスです。

2) 地域密着型サービス

サービス名	主 な 内 容
①介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者で認知症である方について、デイサービスセンター等に通所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
②小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
③認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	要支援者で認知症である方について、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。

資料編

築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会規程

平成18年1月10日告示第12号

改正 平成18年6月26日告示第188号
平成20年4月1日訓令第3号
平成24年1月20日告示第4号
平成24年3月8日告示第21号

(設置)

第1条 21世紀の本格的な高齢社会に対応するため、将来にわたって保健・福祉に係る各種サービスを総合的かつ計画的に整備することを目的とする築上町高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の作成に当たり、その参考とするため、築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 検討協議会は、委員12人以内をもって構成し、委員は、別表に掲げる者を町長が任命し、又は委嘱する。

- 2 検討協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条に規定する設置目的達成の日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を退職したときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めたときは、検討協議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を総理し、部会における審議の経過及び結果を検討協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、福祉課においてこれを行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年6月26日告示第188号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月20日告示4号）

この告示は、平成24年1月20日から施行する。

附 則（平成24年3月8日告示21号）

この告示は、平成24年3月8日から施行する。

別表（第3条関係）

築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員構成

- 1 築上町民生委員児童委員協議会代表
- 2 築上町老人クラブ連合会代表
- 3 築上町社会福祉協議会代表
- 4 福岡県介護保険広域連合豊築支部地域包括支援センター代表

築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員

役 職	氏 名	所 属
会 長	内藤 道夫	築上町社会福祉協議会
副会長	井上 孝之助	築上町老人クラブ連合会
委 員	中尾 寛次	築上町老人クラブ連合会
委 員	則松 直博	築上町民生委員児童委員協議会
委 員	大田 千代	築上町民生委員児童委員協議会
委 員	松田 豊子	福岡県介護保険広域連合豊築支部 地域包括支援センター

築上町高齢者保健福祉計画書

平成24年3月

発行 築上町
〒829-0392
福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2
TEL：0930-56-0300
FAX：0930-56-0334

編集 築上町福祉課